

犯罪被害者等 支援条例

令和4年4月1日施行



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギョっとちゃん」

周南市では、犯罪被害者等の心に寄り添い、受けた被害の早期回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、市民等が安全に安心して暮らすことができる互いに支え合う地域社会を実現するため、「周南市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

理念

- ・犯罪被害者等の尊厳と権利が尊重されること
- ・犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じて適切に支援すること
- ・犯罪被害者等への支援により二次的被害・再被害が生じないこと
- ・必要な支援が途切れることなく提供されること
- ・関係者相互の連携及び協力のもとで支援を推進すること

条例の主な内容

●経済的支援（見舞金・助成金による支援）

※故意の犯罪被害を受けた方に対し、経済的な負担を軽減するための支援を行なっています。犯罪被害を受けた時に周南市の住民基本台帳に記載されていることや被害の状況など、支給についての要件があります。

●日常生活の支援



●居住の安定に向けた支援



●心身の回復に向けた支援



●安全の確保に向けた支援



●その他の支援

- ・市民等の理解の増進
- ・人材の育成
- ・学校における教育及び支援
- ・大学等との連携

周南市犯罪被害者等総合的相談窓口・お問い合わせ先

犯罪による事件、事故の被害にあわれたことが原因で日常生活などにお困りの際は、一人で悩まずに、まずはご相談ください。

周南市生活安全課（市民相談センター） TEL 0834-22-8320

犯罪被害を受けると

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、周囲とのかかわりの中で、さらに傷つけられてしまう二次的被害や再被害に苦しめられることがあります。

心身の不調

事件の記憶がよみがえったり、怒りや不安を抑えきれなかったり、長い間、後遺症に苦しむことがあります。



周囲の人の言動による傷つき

周囲の無責任なうわさやいやがらせ、配慮のない報道などで、孤立してしまうことがあります。



生活上の困難

家事や仕事が手につかなくなったり、外出ができず、家にひきこもりがちになります。



捜査・裁判にともなう負担

捜査や裁判において労力、時間がかかったり、事件のことを何度も話さないといけないなどの負担がのしかかります。



経済的な困難

財産が失われたり、医療費や裁判費用の出費、休職や失業による収入の途絶などの負担がのしかかります。



周囲の人の支えが必要です

日常生活

家事や買い物、子供の世話など負担を減らす



犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人の支えが大きな助けになります。犯罪被害者等の気持ちを理解し、あなたにもできることがあるか考えてみましょう。

話し相手

親身になって話を聴いて孤立感をやわらげる



付き添い

一人では心細い、警察・裁判所へ付き添う



見守り

気にかけて見守りながらも、今はそっとしておく



励ますつもりでも、犯罪被害者等を傷つけてしまう場合があります

自責感を助長する言葉や、回復を焦らせてしまうような声掛けは、犯罪被害者等を辛い気持ちにさせてしまうことがあります。あなたがしてあげたい気持ちと、被害者が望んでいることは、違うかもしれません。その時は、自分の気持ちを押し付けないで、相手の気持ちを尊重してください。

周南市では、下記の支援を行なっています。お一人で悩まずにご相談ください。対象についてはお問い合わせください。

●遺族見舞金、重傷病見舞金などの支給

犯罪被害を受けた方又はその遺族に対して見舞金（5万円から30万円）を支給します。

●助成金による支援

- ・生活サポート費の助成（上限：1時間 3,000円、30時間まで）
- ・一時配食費の助成（上限：1人1回 1,000円/日、30日まで）
- ・一時保育費の助成（上限：1日 2,000円、10日まで）
- ・一時居住費の助成（上限：200,000円）
- ・法律相談費の助成（上限：1回 15,000円、3回まで）
- ・弁護士費用の助成（上限：裁判員裁判 200,000円）、（上限：その他の裁判 100,000円）

一人で悩まずに
ご相談を

